

令和2年7月21日

京丹波町議会議長 梅原 好範 様

京丹波町長 太田 昇

文書質問回答書

令和2年7月7日2京丹議第72号の文書質問書について、京丹波町議会文書質問取扱要綱第4条の規定により、下記のとおり回答します。

記

質問者名	森田 幸子	担当課	総務課、教育委員会
質問事項	1 受動喫煙対策について		
質問の内容	<p>(1) 新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた取り組みは今後も気を抜くことはできない。</p> <p>喫煙は新型コロナウイルス肺炎重症化の最大のリスクといわれている。中国武漢を中心に行われた研究では、喫煙者は人工呼吸器が装着される、あるいは死亡する危険性が非喫煙者の3倍以上になることが明らかになっている。世界保健機構もコロナ感染症対策として、禁煙することを強く推奨する声明を出している。</p> <p>現在の受動喫煙は、単なる受動喫煙ではない。仮に、無症状の感染者が喫煙した場合、肺の中に吸い込んだタバコの煙の粒子とともにウイルスが吐き出される可能性があり、非常に危険となるといわれている。国内はもとより、世界中で多くの人々がコロナで苦しみ、命を落としている今こそ、日本でも本町においても喫煙、受動喫煙対策に取り組まなければならないと考える。</p> <p>公共施設内（公民館も含む）の喫煙場所については、受動喫煙防止措置を取れば、屋外喫煙所は設置可能としているが、「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」という要件について、当該場所が構内にない施設については設置することができない。現在の喫煙場所の再検討を行うべきでは。</p>		

答弁

(1) 京丹波町病院、和知診療所、保育所、小中学校及び幼稚園は敷地内全面禁煙としています。

また、第二種施設に該当する公民館等集会の用に供する施設については、屋内は禁煙、屋外は、受動喫煙に配慮し、喫煙場所を指定しています。

なお、第一種施設に該当する本庁及び各支所等につきましては、来客者が通常立ち入らない場所に「特定屋外喫煙場所」を設置し、対策を講じているところですが、職員を含めて喫煙目的以外の者が通常立ち入らない場所への移動を検討します。

質問者名	森田 幸子	担当課	総務課
質問事項	1 受動喫煙対策について		
質問の内容	<p>(2) 違反者には罰則を適用するとしているが、公共施設管理者においてはどうか。</p> <p>(3) 新庁舎建設工事で喫煙場所設置工事が外された理由は。</p>		
答弁	<p>(2) 違反がある場合は、都道府県からの指導があり、改善が見られない場合は、都道府県知事からの勧告があります。また、更に改善の措置をとらなかった場合は公表され、罰則が適用されるものです。</p> <p>(3) 喫煙所の規模等を検討中のため、新庁舎建設工事に含めていませんが、設置場所は、施設利用者（職員を含む）が通常立ち入らない建物の裏などとし、パーテーション等により区画を備えた設備を検討します。</p>		